

食品安全委員会第 428 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 4 月 19 日（木） 13：59～14：07

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「スピロジクロフェン」に係る食品健康影響評価について
- (2) 食品安全委員会の 3 月の運営について
- (3) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勧告広報課長、
新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官、高山評価情報分析官、
前田評価調整官

5. 配付資料

資料 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜スピロジクロフェン＞

資料 2 食品安全委員会の 3 月の運営について

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 428 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 428 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は2点ございます。

資料1が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2が「食品安全委員会の3月の運営について」。

以上の2点でございます。不足等ございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料1に基づきまして御説明いたします。

資料1の8ページをお願いいたします。8ページの下の方、7. 開発の経緯にございますように、このもの「スピロジクロフェン」は殺ダニ剤の一種でございます。次のページに記載がございますように、我が国では2003年に農薬登録されておりまして、今回、きゅうり等へのインポートトランス設定の要請、それから茶への適用拡大申請がなされたということでございます。

10ページから、ローマ数字のⅡ. といたしまして安全性に係る試験の概要がございます。

17ページをお願いいたします。17ページの半ばから下のところに(5)として畜産動物(ヒツジ)での試験がございます。こちらの試験成績では、各試料にスピロジクロフェンは認められず、主要な残留成分は代謝物M1ということございました。

45ページをお願いいたします。45ページから食品健康影響評価がございます。45ページの半ばにございますように、このものの影響は、主に副腎、それから精巣に認められております。催奇形性、神経毒性、発達神経毒性及び遺伝毒性は認められていないということがございます。発がん性試験におきまして発がん性の所見がございましたが、遺伝毒性試験ではすべて陰性の結果が得られておりまして、腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、閾値の設定は可能と考えられて

おります。

暴露評価対象物質につきましては、農産物では親化合物のみ、畜産物では親化合物と M1 と設定されております。

イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の無毒性量、雄で 1.38 mg/kg 体重/日を根拠といたしまして、ADI は 46 ページにございますように 0.013 mg/kg 体重/日と設定されております。

62 ページの次の次のページをお願いいたします。右肩に「参考」とあるページでございます。

4 月 6 日まで御意見・情報の募集を行いましたところ、1 通の御意見がございました。ADI の設定に同意するなどの御意見でございまして、回答といたしまして御意見に対する御礼を記載してございます。

本件につきましては、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちスピロジクロフェンの一日摂取許容量を 0.013 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(2) 食品安全委員会の 3 月の運営について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全委員会の 3 月の運営について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料 2 に基づきまして 3 月の委員会の運営について御報告いたします。

食品安全委員会の開催でございますが、3 月は 5 回開催されております。

1 ページおめくりいただきまして、3 月 8 日開催の委員会におきましては、消費者庁から基本的事項の改正につき改定案骨子という形で諮問を受けておりますので、それについての答申及び意見の提出をしております。

それから、同じ日に、2 ページから 3 ページにかけてでございますが、自ら評価として食品に含まれるトランス脂肪酸についての食品健康影響評価の結果がまとまりましたので、リスク評価機関に通知をしております。

それから、各専門調査会の運営についてでございますが、5 ページから 7 ページにかけて記載をしております。

それから最後、7 ページのところの意見交換会の開催等でございますけれども、3 月 28 日、内外の専門家の方をお招きいたしまして、「リステリア症－北米、欧州、豪州の経験に学ぶ－」と題するセミナーを開催しております。

それから、3 月 2 日に畑江委員が秋田県食品安全セミナーに講師として参加されております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(3) その他

○小泉委員長 ほかに議事はございますか。

○坂本評価課長 事務局から 1 点御報告がございます。

4 月 5 日の第 426 回食品安全委員会会合における資料 3－1「酢酸カルシウム及び酸化カルシウムの食品健康影響評価について」というものでございます、それから、資料 3－5「「亜塩素酸水」の規格基準の設定に関する食品健康影響評価について（付帯事項への対応）」というものでございますが、これらの 2 件の資料につきまして厚生労働省から、資料 3－1 では酸化カルシウムの一日推定摂取量の値に、資料 3－5 では通知の日付に誤記があり、資料を差し替えたいとの報告がございました。これら 2 件とも、24 日開催予定の添加物専門調査会において審議が開始されるものでございまして、審議におきましては差し替え後の資料を使用したいと考えております。

また、当該資料に関しましては、ホームページに掲載した資料を正しい資料に差し替えたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 ただ今の説明につきまして何か御意見・御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、事務局では、正しい資料に差し替えるようにしてください。お願いします。

ほかに議事はございますか。

○井原総務課長 ございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、来週4月26日木曜日、14時から開催を予定しております。

また、来週24日火曜日、10時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、14時から「添加物専門調査会」が公開で、17時30分から「プリオン専門調査会」が公開で、25日水曜日、14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第428回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。